

# ひとり親家庭の医療費助成制度のしおり (R6.4~)

この制度は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的として、岸和田市が実施しているものです。

## 1 助成の対象者

岸和田市に居住し、健康保険に加入しているひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日（高校卒業期）までの児童及びその児童を扶養している方（養育者含む）。但し、所得制限があります【下表】

### 令和5年度 所得限度額表【令和4年1月1日~令和4年12月31日の所得】

※【 】の額は養育費・諸控除がない場合の給与収入の目安

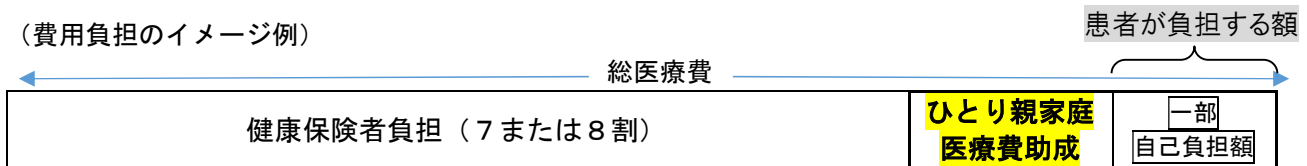
扶養親族等の数（人）	ひとり親（父母）または 養育者（孤児等の養育者を除く）		扶養義務者 （父母又は養育者の兄弟姉妹・父母・祖父母・子・配偶者等）	
	扶養加算なしの場合		扶養加算なしの場合	
0	1,920,000円未満【3,116,000円未満】		2,360,000円未満【3,728,000円未満】	
1	2,300,000円未満【3,652,000円未満】		2,740,000円未満【4,200,000円未満】	
2	2,680,000円未満【4,128,000円未満】		3,120,000円未満【4,676,000円未満】	
3	3,060,000円未満【4,600,000円未満】		3,500,000円未満【5,152,000円未満】	
4	3,440,000円未満【5,076,000円未満】		3,880,000円未満【5,628,000円未満】	
5以上	以下1人増すごとに38万円加算		以下1人増すごとに38万円加算	
扶養加算 (所得限度額に加算)	70歳以上の老人扶養親族・配偶者	10万円/人	70歳以上の老人扶養親族	6万円/人 (扶養親族がすべて70歳以上の場合は1人を除く)
	19~22歳の特定扶養親族	15万円/人		
	16~18歳の扶養親族	15万円/人		
所得計算方法	<b>所得額(注1) + 年間養育費(注2) × 0.8 - 下記の控除額 - 80,000円</b> (注1) <給与所得のみの場合>源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」 <事業所得のみの場合>総収入金額-必要経費 (注2) 扶養義務者の場合、年間養育費は算定しない			
控除額	障害者控除	27万円	雑損控除	当該控除額 (地方税法による控除額)
給与所得又は年金所得がある方は、右記以外に控除あり(注3)	特別障害者控除	40万円	医療費控除	
	勤労学生控除	27万円	小規模企業共済等掛金控除	
	寡婦控除	27万円	配偶者特別控除	
	ひとり親控除	35万円	地方税法附則第6条第1項に規定する免除	
	養育者と扶養義務者のみ対象			当該免除に係る所得額

(注3) 給与所得及び年金所得の合計額から10万円を控除(合計額が10万円に満たない場合はその額を控除)

## 2 助成の範囲

通院・入院にかかる保険診療一部負担金（保険薬局にて薬が処方された場合も助成対象）  
訪問看護ステーションからの訪問看護基本利用料（医療保険分）

(費用負担のイメージ例)



(助成対象外)

- 保険診療外の費用（健康診断料・育児相談料・予防接種料・薬容器代・診断書料・入院時の差額ベッド代・歯科の自由診療代等）、入院時食事療養費（但し、児童は子ども医療から助成可能。返金には申請が必要です）

※公費負担医療制度（指定難病医療、更生医療、精神通院医療、未熟児養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病等）を受けることができる場合は、公費負担医療を優先的に利用してください。

## 3 医療証有効期限（毎年更新必要）

18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある児童の有効期限は3月31日まで

医療証有効期間																
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	更新案内郵送	更新手続		新医療証発送(月末)												

父母又は養育者本人が更新手続を行ってください。

- \* 更新手続を行わない場合、ひとり親家庭医療助成の資格は喪失になります。
- \* 更新手続が遅れると医療助成を受けることが出来ない期間が発生する場合があります。

裏面あり

## 4 医療費助成方法

### (1) 「大阪府内」の医療機関で「健康保険証」と「ひとり親家庭医療証」を提示する場合

一部自己負担額(1医療機関あたり1日500円(保険適用後の金額が500円未満のときはその金額))を医療機関にお支払いください。同一医療機関で支払う一部自己負担額は、1か月に2日(最大1,000円)までとなります(3日目以降の負担額はありません)。但し、薬局(院内薬局を除く)での一部自己負担額の支払いはありません。

※大阪府内・大阪府外に関わらず入院等により高額な治療を受ける際は、加入している健康保険で発行される「**限度額適用認定証**」の提示が必要となる場合があります。詳しくは健康保険組合にお問合せください。

(注) 下記の場合は、別の医療機関での受診とみなし、それぞれで一部自己負担額の支払いが必要となります。

- ・ 同一医療機関で「歯科診療」と「歯科診療以外」を併せて行った場合
- ・ 同一月に同一医療機関で「入院」及び「通院」の診療を受けた場合

### (2) 下記表に当てはまる場合、別途、払い戻しの手続き(償還払いの申請)が必要です

下記必要書類等を添えて、申請書を子育て支援課に提出してください。審査後、原則、申請された月の翌月末に指定の口座に振り込みします。また、振込日及び振込金額を記載した通知書を郵送します。

償還払いで医療費を助成する場合	償還(払い戻し)金額
大阪府外の医療機関を受診した場合	【保険診療一部負担金(通常は総医療費の2又は3割)相当額】—【一部自己負担額】
子ども医療証交付前又は医療証を提示しないで受診し、医療機関等で精算手続きができない場合	
治療用装具*の代金を支払った場合 *弱視等の治療用眼鏡(9歳未満に限る)、上下肢・靴型・体幹等の装具等	【支払額】—【健康保険からの給付額(通常は支払額の7又は8割。)(注)自己負担が発生する場合があります。】
医療費を10割負担した場合(保険証を提示しなかった場合等)で、医療機関で精算手続きができない場合	【総医療費】—【健康保険からの給付額(通常は総医療費の7又は8割)】—【一部自己負担額】
一人の一部自己負担額合計が月2,500円を超えた場合 *一部自己負担額には保険診療外費用を含みません。	【一部自己負担額合計】—2,500円
入院時に食事療養費を支払った場合(児童に限る)	食事療養費全額

#### 手続きに必要な書類等

- ① 届出者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、免許証等)
- ② 領収書**原本**(受診者名・診療日・保険診療点数・医療機関名の記載があるもの)  
\*治療用装具の代金を支払った場合や、医療費を10割負担した場合、領収書は写しで可。
- ③ 父母又は養育者の振込先口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)
- ④ 医療機関を受診した者の健康保険証
- ⑤ ひとり親家庭医療証

治療用装具の代金を支払った場合・10割負担した場合・高額療養費や付加金等の給付がある場合等は別途書類の提出が必要となりますのでお問合せ下さい。

## 5 お届けが必要な場合

- ・ 下記の事由が発生した場合、14日以内に受給者本人が子育て支援課で届出をおこなってください。
- ・ 代理人による手続きやサービスセンター(支所)での届出は出来ません。
- ・ 「医療証の再交付」と「健康保険の変更」のみ郵送と電子申請が可能です。  
電子申請は市のホームページ内のひとり親家庭医療費助成のページから行ってください。  
郵送用書類は子育て支援課とひとり親家庭医療費助成のホームページで配布しています。
- ・ 必要書類は手続きや受給者によって異なります。あらかじめ子育て支援課までお問合せください。

加入している健康保険が変わったとき(電子申請・郵送可)	岸和田市外へ転出するとき
氏名や住所が変わったとき	ひとり親家庭でなくなったとき*
医療証を紛失または破損・汚損したとき(電子申請・郵送可)	児童を養育監護しなくなったとき
健康保険の資格を喪失したとき	児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所したとき
同居の扶養義務者が増えたとき	
生活保護を受けるようになったとき	死亡したとき

\*事実婚、内縁関係、別居でも頻繁に定期的な訪問があり且つ定期的に生活費の補助を受けている場合、住民票上(世帯分離も含む)男性と同居した場合等

**資格喪失後は必ず医療証を子育て支援課またはサービスセンター(支所)まで返却してください(但し、有効期限切れの医療証は破棄可)。資格喪失後に助成した医療費等は返還頂きます。**

交通事故など第三者の行為による傷病で治療を受けたときは子育て支援課までご連絡ください。

しよりの内容は予告なく変更される場合があります。最新の情報は市のホームページ等でご確認ください。

【問合せ先】 岸和田市 子ども家庭応援部 子育て支援課 医療・療育担当 TEL 072-423-9623 (直通)